

○総務省告示第百八十三号

第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第八条第九項、第九条第四項及び第十六条第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百十号（接続料の算定に用いる値を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年九月二十七日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

(移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案した値)

第三条 「略」

〔2 略〕

3 規則第十六条第一項の規定に基づき接続料を設定する場合における第一項及び前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の表の下欄	事業者	規則第十六条第一項の承認を共同して受けた事業者
前項	貸借対照表に計上された	自らの貸借対照表に計上された額及び規則第十六条第二項の規定により読み替えて適用する規則第五条の共同設定者の貸借対照表に計上された額を合算した額を基礎として算定された額の

改正前

(移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案した値)

第三条 「同上」

〔2 同上〕

〔新設〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。